

## 第27号議案

### 蒲郡市手数料条例の一部改正について

蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和元年9月5日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

### 蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

### 提案理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市手数料条例の一部を改正する条例

蒲郡市手数料条例(昭和29年蒲郡市条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表消防法(昭和23年法律第186号)関係の手数料の表3の項中「158万円」を「159万円」に、「194万円」を「195万円」に、「226万円」を「227万円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。